

令和 8 年 8 月 12 日
国 税 庁

**熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町に連絡先の事務所所在地がある
法人の皆様への申告のお知らせ等及び申告・納付等の期限について**

令和 8 年熊本地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

この度、国税庁では、本災害の被災状況等に鑑み、国税通則法第 11 条の規定に基づき熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町（以下「指定地域」といいます。）に納税地のある方について、国税に関する申告・納付等の期限の延長を行うこととしました。

国税庁では従来、申告手続の一助として、法人の皆様には申告のお知らせ等（申告のお知らせ及び予定（中間）申告書）を申告月の前月下旬に発送しているところですが、指定地域外に納税地があり、指定地域内に連絡先の事務所所在地（申告のお知らせ等の送付先）がある法人の皆様につきましては、通常どおり申告のお知らせ等をご案内いたします。

なお、e-Tax で申告されている法人の皆様への「申告のお知らせ」につきましては、通常どおりメッセージボックスへ格納しております。

この点、指定地域外に納税地がある法人の皆様につきましても、災害により申告・納付等を期限までに行うことが困難な場合には、所轄税務署長から承認を受けることにより、申告・納付等の期限を延長することができます。この手続は、当初の期限が経過した後でも行うことができますので、状況が落ち着きましたら、所轄税務署または最寄りの税務署へご相談いただきますようお願いいたします。